

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	和歌山県 串本町		
計画期間 実施期間	4年(H24～H27) H24	総事業費(交付金)	11,357(6,234)千円

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標は、農村の活性化を図るものであり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第1条及び同法第4条に基づき国が策定した定住等及び地域間交流の促進に関する基本的な方針第1条の2に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第一次串本町長期総合計画において、基本的方向・目標として農業の「弱体化」「衰退化」の速度をいかに歯止めをかけていくかを目標としており、事業内容との調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	JA等を通じ、地域住民の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体、JA、関係受益者などで、事業推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標および事業活用活性化計画目標と事業内容は、土地改良施設保全整備による条件整備を目標としており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	農業基盤の整備により、生産基盤の安定化を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、事業期間1年(H24)、並びに事業目標を達成するための計画期間4年(H24～H27)の設定は適当である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額 6,118千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 11,125千円×55% = 6,118千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○	老朽化(昭和50年設置)した当該施設の整備を本事業により実施するものであり、切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	増改築等、合体又は古材を利用した施設整備は含まれていない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	単軌道の耐用年数は14年であり、省令別表等にある耐用年数を満たす。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	事業完了後においては、労働費等の減による當農経費節減効果や土地改良施設の更新に伴う耕作放棄防止効果等の発現が見込まれる。

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、投資効率1.0とみなし算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、「57 小規模農林地等保全整備」については、投資効率を1.0とみなして算定できるとされている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱第3の1別表および実施要領第2別表に規定する要件を満たしている。また五法指定地区、勾配1/20以上、受益面積1ha以上であり、事業実施による農地機能維持を図るものであり、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		○	串本町が事業主体となって整備するもので、受益者は19件あり、個人に対する交付ではない。また地元管理組合が適正に管理するものであり、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		○	管理組合による共同利用を行い、利便性が良くなるよう園地への接続や傾斜等に配慮し、適正に施設の利活用を見通している。
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	管理組合による共同施設として、組合員による共同利用となる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の整備計画にあたり、園地への接続や傾斜など、経済性や合理性を総合的に判断し、計画を行っている。
事業費積算等は適正か		○	標準的な積算基準を用い、整備コストの低減に努めることで適正に事業費を積算している。
	過大な積算としていないか	○	国の設計積算基準及び県の標準単価、近傍の実績単価を用いて、適切な事業費の積み上げを行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	事業費の積み上げに当たり、傾斜などを勘案して検討し、整備コストの低減に努めている。
	付帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	付帯施設は交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		○	既設箇所に整備予定で、園地への接続や経費等、利用者の利便性の面から勘案して適切である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか		○	地権者の同意済みで確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか		—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		—	該当なし
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし

地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	交付金残額については、財政課と協議の上、財政措置されている。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	入札方式は指名競争入札を採用し、適切に行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	整備後においては、地元管理組合により適正な管理・運営が行われる見込みである。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	地元管理組合により管理する計画としており、管理に必要な資金についても管理組合で措置することとしている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支を伴う施設ではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	他の事業との合併施行ではない。
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。